

教育事業に対するご寄付のお願い

昭和49年度卒園児から令和6年度で2,451名送り出すことができました。

今後も引き続き、教育環境の整備や教育研究施設の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本学園の財政運営は、学費と公的補助金を大きな柱としておりますが私学経営をめぐる環境は一層厳しい状況となっており、方々からの温かいご理解のもとに寄せられる、心のこもったご寄付が大きな支えとなっております。

つきましては、昨今の厳しい経済状況の中、教育環境の充実、発展のため、ご寄付にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

学校法人北山学園

ご利用方法・注意事項

※寄付をご検討される方は、先ずは幼稚園までご連絡下さい。

本学園の責に帰すべき事由による場合を除いて、本学園はお支払いによって生じるいかなる損害についても一切責任を負いません。

お支払いのお手続きについて

ご利用は寄付者名義に限ります。後日、送付いたします領収書の宛先も寄付者名義人のお名前で作成いたします。

お支払いについて

寄付金は銀行振り込みまたは現金でのお支払いが可能となります。

領収書の発行について

- 銀行振り込みでいただいた方には、後日法人事務係より領収書と免税措置に必要な書類をお渡しいたします。
- 領収書の日付は本学園にご寄付が入金された日となります。そのため免税のための寄付金控除をお考えの場合、お振込みが1月以降になりますと、領収書の日付も翌年になることがあり、その場合は控除対象も翌年となります。当年内での控除をご希望の場合は、年度内に金融機関からお振込みください。

免税措置について

〈個人のご寄付の場合〉

ご寄付いただいた額の2,000円を超える分が対象

所得控除による方法

必要書類：特定公益増進法人であることの証明

所得金額に応じた税率を掛けて控除額を決定するため、所得金額に比べて寄付金額が大きい場合に減税効果が大きくなります。

(寄付金額 10万円 - 適用下限額 2,000円) × 所得税率 20% = 減税額 19,600円

(所得税率) 課税される年間所得額に応じて5%～40%の段階

後日、法人事務係よりお渡しいたします領収書と必要書類を添えて、ご寄付いただいた年を対象とする確定申告(翌年)で所得税額算出の際の寄付金控除を申請してください。

個人情報について

申し込み時にいただいた各事項は、本来の目的(本園の寄付金の納入確認、領収書の送付)以外に使用しません。